平成２１年（フ）第２０７号
宮崎県延岡市北小路６番地31
債務者　岩切和加子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市本名町3588番地２
債務者　末吉　博文
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市三和町18番22―23号
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市武１丁目５番18―203号
債務者　亀澤ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
鹿児島県日置市東市来町湯田3676番地　パークサイド静201
債務者　今給黎　恵
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７７号
鹿児島県鹿児島市松原町13―10　シーサイドマンション住吉513、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目10番８号
債務者　橋口八千代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―43号
債務者　上原千鶴子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目17番２号藤野マンション202号
債務者　加治屋浩二
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
鹿児島県鹿児島市甲突町18番９―201号
債務者　國岡　誠喜
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目12番11号
債務者　徳　香菜子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目47番８号アップルハウス紫原Ⅰ―201号
債務者　太田黒いとみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
鹿児島県肝属郡錦江町城元299番地
債務者　遠矢　浩文
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿屋市高須町1608番地
債務者　平山　美和
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市西祓川町556番地
債務者　前田　麻美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番11号　コート札元台市営２―304
債務者　西　　智美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
富山市鶴ヶ丘町159番地12　テアトル202号
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３号
富山市掛尾町501番地３　信開ドムス掛尾403号
債務者　山田　忠臣
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１７号
大阪府貝塚市窪田19番地の12
債務者　樽本　政緒
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係